

豊後高田市 I T 企業等誘致促進事業 募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくい新たな産業振興の構築をすることにより定住人口の増加と雇用の創出を図ることを目的に、テレワーク等が可能な働きやすい環境を整備し、利用者を募集します。

2 概要

- (1) 対象施設 別表のとおり、協議会の指定する施設とする。

3 資格要件

次の要件を満たす市外の事業者を入居資格者とします。

- (1) 常勤の使用者が原則 1 名以上であること
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (3) 日本標準産業分類で定める以下の業務を行う法人または個人事業主であること
 - ・ 製造業のうち、設計、技術、デザインなど P C での業務を行う企業及び部門
 - ・ 情報通信業
 - ・ 卸売業、小売業のうち、店舗、無店舗を含めインターネット販売を行う企業及び部門
 - ・ 不動産業、物品賃貸業のうち P C での業務を行う企業及び部門
 - ・ 学術研究、専門・技術サービス業のうちインターネットを利用しサービスを提供する企業
 - ・ 教育、学習支援業のうちインターネットを利用しサービスを提供する企業
 - ・ サービス業（他に分類されないもの）のうちインターネットを利用しサービスを提供する企業
- (4) 5 年以上、本市で事業を継続する意志があること
- (5) 以下の項目に該当しないことを誓約できること
 - （入居後に判明した場合はただちに使用許可取り消しとします。）
 - ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員と密接な関計を有する者
 - ・ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を営む者
 - ・ 特殊詐欺等の事務所として使用する者
 - ・ 宗教活動または政治活動を行う者
 - ・ 事務所の一部または全部を転貸する者
 - ・ その他市長が適当でないとする者

4 入居手続き

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 豊後高田市サテライトオフィス使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 業務内容等（様式第1号別紙）
- (3) 会社パンフレット等
- (4) 誓約書
- (5) 登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票）
- (6) 完納証明書
- (7) 直近の決算書

前出の書類を審査し、使用許可をする場合は、豊後高田市サテライトオフィス使用許可書（様式第2号）を交付し、契約を締結します。

5 特記事項

- ・建物、設備、備品等の破損、汚損、紛失、盗難、火災等は入居者の補償となります。劣化による破損等は市と協議の上、決定します。
- ・事前に施設の使用取り扱い等について、確認をしてください。（ペットの飼育、喫煙等）
- ・ゴミの出し方や騒音等、近隣とトラブルのないようご注意ください。
- ・光熱水費、通信料等は自己負担となります。
- ・協議会からの家賃及び引越、初期費用、備品購入の助成があります。
ただし、状況により返還していただく場合がございます。
- ・サテライトオフィス内の改修の際は、協議会にご相談ください。

6 使用期間

サテライトオフィスの使用期間は1年間です。期間満了の1カ月前までに退去の届出がなければ、自動的に継続更新されます。

7 退去手続き

サテライトオフィスを退去する場合は、退去の1カ月前までに、豊後高田市サテライトオフィス使用完了届（様式第3号）を提出してください。

8 問い合わせ・申請先

豊後高田市IT企業誘致推進協議会

（豊後高田市商工観光課内）

TEL 0978-25-6219（直通）

FAX 0978-22-0955

MAIL kanko@city.bungotakada.lg.jp